

別記様式第1号（第3条、第5条関係）

罹災・被災証明交付（再調査）申請書

野々市市長 宛

年 月 日

申請者	(フリガナ) 氏名	ノノイチ コジロウ 野々市 小次郎			
	住所	野々市市三納一丁目1番地 TEL 076 (●●●) ●●●●			
罹災者	(フリガナ) 氏名	ツバキ タロウ 椿 太郎	被害のあった 災害の種類を 記入	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ	
	住所	野々市市三納一丁目●番地		<input type="checkbox"/> 申請者と同じ ()	
罹災・被災 年 月 日	令和●年 ●月 ●日	原因	風水害		
罹災・被災 場所等	所在地：野々市市三納一丁目1番地				
	<input checked="" type="checkbox"/> 住家（持家、借家） <input type="checkbox"/> 非住家（貸家、別荘、空家、事務所、店舗、倉庫等） <input type="checkbox"/> 住家兼非住家（1階が店舗や倉庫、2階が住居等） <input type="checkbox"/> 建物以外の不動産・動産（カーポート、塀、物置等） ※建物以外の不動産・動産については、被災証明書の発行によります。 <input checked="" type="checkbox"/> 所有 <input type="checkbox"/> 管理 <input type="checkbox"/> 占有 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
物件との関係	被害箇所	<input type="checkbox"/> 基礎	<input checked="" type="checkbox"/> 屋根 <input checked="" type="checkbox"/> 壁 <input type="checkbox"/> 天井 <input type="checkbox"/> 居室内浸水		
	(被害内容) 台風第○号により、△△が破損				
証明書 使用目的	<input type="checkbox"/> 保険請求 <input type="checkbox"/> 会社提出 <input checked="" type="checkbox"/> 被災者支援制度 <input type="checkbox"/> その他（ ）			証明書 必要枚数	1通
証明書の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 罹災証明書（被害程度の判定あり） <input type="checkbox"/> 被災証明書（被害認定の現場調査を行わず、写真等で被災を判定するため、被害程度の判定なし）				

罹災者又は同一世帯の親族以外の方が申請者の場合は、以下の委任状が必要です。

委任状（本人が自署できない場合のみ、代筆者欄を記入してください。）				
申請者を罹災者（被災者）の代理人と認め、申請に関する権限を委任いたします。				
令和●年 ●月 ●日				
委任者（罹災者等）	住 所	野々市市三納一丁目●番地		
	氏 名	椿 太 郎		
代筆者氏名	野々市 小次郎 (続柄： 子)			

※裏面

<罹災・被災証明書について>

- ・この証明は地震、風水害等の自然災害により発生した住家・非住家等の被害を証明するものです。保険の請求、被災者生活再建支援制度等の申請等に必要となります。
※民事上の権利義務関係には、効力を有するものではありません。

・被災証明書は罹災証明書と異なり、被害の程度を判定しません。

提出していただく被災状況のわかる写真を基に、被災したことのみを証明します。
現地調査は行わないため、短期間での交付が可能です。

- ・住家又は非住家の場合でも被害と災害の因果関係が確認できない場合は、被災証明書の発行となります。
- ・集合住宅等の場合、一棟全体で判定する場合がありますので、各区画、各部屋によってはこの「罹災程度」と被害程度に差が生じることがあります。
- ・「罹災程度」は家屋を屋根・壁・構造体の部位別に表面に現れた被害を観察して判定します。
※表面に現れない被害（地中の杭の破損、構造体等の内部素材そのものの被害等）がある場合には、この証明の「罹災程度」と異なることもあります。

<申請時における添付書類など>

- ・申請には、申請者の身分証（免許証等）及び被害場所の写真の複写が必要です。
- ・申請者が代理人の場合は、委任状が必要となります。

<被害程度の例>

●全壊

- ・住家の主要な構成要素の経済的損失が50%以上のもの

●大規模半壊

- ・住家の主要な構成要素の経済的損失が40%以上50%未満のもの

●中規模半壊

- ・住家の主要な構成要素の経済的損失が30%以上40%未満のもの

●半壊

- ・住家の主要な構成要素の経済的損失が20%以上40%未満のもの

●準半壊

- ・住家の主要な構成要素の経済的損失が10%以上20%未満のもの

●準半壊に至らない（一部損壊）

- ・住家の主要な構成要素の経済的損失が10%未満のもの

※住家の主要な構成要素は、外壁、内壁、床、基礎、柱、屋根、天井、建具、設備となります。)